

## 令和3年第10回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和3年10月27日(水) 午前9時00分～11時40分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(12人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	3番	西	美香
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 平川局長、篠原主幹、大里主査、棚町主査、中村主任

議事録署名委員 (7番 樋ノ口 正信委員・8番 蓑手 幹夫委員)

### ○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第19号 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知・中間管理  
分(4件)について

日程第2 報告議案第20号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し(4件)について

日程第3 議案第51号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(4件)について

日程第4 議案第52号 農地法第5条事業計画変更に係る申請(1件)について

日程第5 議案第53号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(3件)について

日程第6 議案第54号 非農地証明願(8件)について

日程第7 議案第55号 農用地利用集積計画(一括方式)案(8件)について(新規8件)

日程第8 議案第56号 農用地利用配分計画書(耕作者変更機構貸出)について(3件)

会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和3年第10回いちき

串木野市農業委員総会を開催いたします。

始めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和3年第10回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員12名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、7番樋ノ口正信委員・8番 蓑手幹夫委員をお願いします。それでは議事に入ります。まず、日程第1報告議案第19号農地法第18条第6項の規定による合意解約通知中間管理法分を議題とします。

なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。今回はNo.1について関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。 **(退席後)**

事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分は 4 件 5 筆 5,320 m<sup>2</sup>です。No.1 につきましては、現在の契約は令和 11 年までの中間管理法の賃貸借ですが、3 ページの農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請にて、売買契約を行うための解約です。

また、No.2～4 につきましては、現在までの耕作者と解約し、新たな耕作者と変更契約を行うため後ほど 36 ページの農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書にてご審議いただくための解約となっております。よろしくお願いいいたします。

議長

ありがとうございます。ただ今事務局の説明がありました。今回は 4 件です。それぞれ備考欄に今回の合意解約の理由を書いております。

皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りいたします。日程第 1 報告議案第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分につきましては、4 件については報告のとおり、受理することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 1 報告議案第 19 号農地法第 18 条第 6 項の規定による合意解約通知中間管理法分 4 件につきましては、報告のとおり受理することで決定いたしました。

〇〇委員は自席にお戻りください。**着席後** 続きまして、日程第 2 報告議案第 20 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第 2 報告議案第 20 号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し 4 件についてご説明いたします。2 ページをお開きください。今回 4 筆 3,090 m<sup>2</sup>になります。1 番目〇〇、面積 373 m<sup>2</sup>については平成 26 年 9 月 29 日の総会で非農地判断をされておりますが、令和 3 年度利用状況調査結果によりまして違反転用と判断され、非農地判断を取り消して農地転用申請を依頼しようとするものであります。

2 番目は〇〇、面積 388 m<sup>2</sup>は平成 28 年 3 月 28 日の総会で非農地判断をされておりますが、令和 3 年度利用状況調査結果によりまして違

反転用で農業用施設が建てられている農地であります。今回非農地判断を取り消ししようとするものであります。

次に3番目〇〇、面積349㎡については平成28年3月28日の総会で非農地判断をされておりますが、令和3年度利用状況調査結果によりまして家が建っていることから違反転用と判断され、非農地判断を取り消して農地転用申請を依頼しようとするものであります。

4番目〇〇、面積1,980㎡については平成26年11月28日の総会で非農地判断をされておりますが、令和3年度利用状況調査結果によりまして資材置き場として使用されていることから違反転用と判断され、農地転用申請を依頼しようとするものであります。

議長

過去に非農地判断決定をした案件ですが、今年度の農地利用状況調査で建物等が建っており、うち1件は農業用施設の設置でこれは届出によって解消できると思いますが、他の3件については、またそれなりの転用申請なり非農地証明願など所要の手続きが必要となっているということで、非農地判断の取り消しをしたうえでこれらの手続きを今後進めていくということになっております。

篠原主幹

上から2番目〇〇の件、以前は非農地で山林化していたところ、3年ほど前萩元前団地で農業用倉庫として建てられたもの、所有者〇〇さんは死亡していて所有者不明ということで非農地の通知はしていなかったところ。萩元前団地の方が親族に相談して農業用倉庫を建てたということになります。倉庫に関しては200㎡以内なので取消しは行いますが違反転用というわけではなくて、農業用倉庫の届出となります。

議長

今年農地利用状況調査を担当された委員の方から何かご意見か何かございませんか。

事前検討でいろいろ議論したが、平成26年、25年に非農地判断をして決定したもので非農地通知をしたものであれば、その時点で地権者が地目変更なりをしてあれば農地法から外れて今回こういった非農地判断の取り消し案件が出てこないはずですが、非農地通知をしてもなかなか地目変更がされないといった状態がたくさんあるようです。なかなか非農地通知をしても最後まで手続きがされないというもどかしさを感じるところです。そこらあたりについては再検討が必要かなと思います。

事務局では2番目と3番目は地権者が亡くなっておられたり、市外であったりということで非農地通知はしていなかったということで、ここらあたりもちょっと今後どう対応したらいいのか、非農地通知をしなければずっと地目は変わらないわけですので、我々が調査をして

決定したにしろ何ら変わることはない。農地対象面積からはこの分は落とされますので、遊休農地とか計算する際は分母が減っていくことにはなるんですけどそれくらいの効果があるぐらいで、我々が最終的に目的とする地目変更までは徹底されていない実態が明らかになっていて検討が必要という感じを受けました。

他に何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、お諮りします。日程第2報告議案第20号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては、報告のあったとおり、4筆について以前判断した非農地判断を取り消すということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第2報告議案第20号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては、報告のあったとおり4件分は非農地判断を取り消して所要の手続きをしていただくことに決定いたしました。

次に、日程第3議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回は4件ですので事務局の説明、現地調査の報告の後、質疑に入りたいと思います。それでは事務局の説明をお願いいたします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっております。今回はNo.1について関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。**(退席後)**

棚町主査

日程第3議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は4件です。

3ページをご覧ください。No.1についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられ、今回の申請地は中間管理法の賃貸借契約で耕作をしており、先ほど1ページの合意解約にてご審議いただきました農地です。

調査は【正】を松田委員、【副】を樋ノ口委員をお願いしてあります。よろしくをお願いいたします。

会長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

松田委員              6番松田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請 No.1 について報告します。10月21日9時15分より申請人本人立会いのもと、樋ノ口委員と私で申請のあった土地を調査致しました。申請地については、3・4ページをご覧ください。

譲渡人の土地を譲受人が購入して水稻の栽培を行うとのことです。この申請地は、農用地区域内農地です。譲受人は現在、136a ほど栽培をしています。労働力は1人で、農機具等は、トラクター・コンバイン・田植え機等一式あるとの事です。

通作距離は約 700m で申請地はすでに申請人が水稻を栽培しており、きれいに管理されていました。調査の結果、問題ないと思います。皆様のご審議方をよろしく申し上げます。以上です。

議長                    ありがとうございます。No.1 を先に協議したいと思います。皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    特にご質疑ないようですのでお諮りします。日程第3議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請、No.1 につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長                    異議なしということでございますので、日程第3議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請、No.1 につきましては申請のとおり許可することと決定いたしました。〇〇委員はまた自席にお戻りください。**〔着席後〕**ありがとうございます。それでは、No.2 について事務局の説明をお願いします。

棚町主査              No.2 とNo.3 の贈与は関連がございますので、一括してご説明させていただきます。5から8ページをお願いします。

No.2、No.3 とも譲受人が譲渡人の所有する農地を譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられ、今回の申請地の近くにある農地も所有しておられます。

調査は【正】を西村委員、【副】を木場委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

議長 今説明のあったようにNo.2とNo.3は関連がございますので、併せて現地調査の報告をお願いします。

西村委員 10番西村です。議案第51号農地法第3条第1項10月23日(木)8時50分より行政書士立会いのもと木場委員と調査を実施しましたので報告をいたします。資料は5、6ページを参照してください。申請地は農用地区域内です。受人は20アール以上の耕作者である。申請地は渡人の自作地でない。現在受人がみかんを耕作しておられます。労働力状況は通常1人であります。

農機具保有状況は管理機、動力噴霧器、トラクター、コンバイン、乗用田植機等所持しておられます。取得後の営農計画書が提出されています。自宅からの通作距離は約1.5kmです。

譲受人は労力、施設とも十分で、営農に関しても前向きに取り組んでおられます。以上、なんら問題はないと見てきました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続いてNo.3の現地調査の報告をお願いします。

西村委員 10番西村です。議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.3について10月23日(木)8時50分より行政書士立会いのもと、木場委員とで調査を実施しましたので報告をいたします。資料は7、8ページを参照してください。申請地は農用地区域内農地であります。受人は20アール以上の耕作者である。申請地は渡人の自作地でない、受人は現在耕作していない。

労働力状況は通常1人であります。農機具保有状況は管理機、動力噴霧器、トラクター、コンバイン、乗用田植機等所持しておられます。取得後の営農計画書が提出されています。自宅からの通作距離は約1.5kmです。譲受人は労力、施設とも十分で、営農に関しても前向きに取り組んでおられます。農地の現状は竹が繁茂していますがこれからパワーショベル等で整備して野菜等の栽培をする計画です。以上、なんら問題はないと見てきました。ご審議の程よろしくお願い致します。

議長 続きまして、それでは、No.4について事務局の説明をお願いします。

棚町主査 9ページをお願いします。No.4についてご説明申し上げます。譲渡人が譲受人へ所有する農地を譲り渡したいという申請です。今回の申請地は農用地区域内農地です。譲受人は所有する農地を全て耕

作しておられます。今回の申請地の隣にも所有する農地があります。調査は【正】を樋ノ口委員、【副】を松田委員にお願いしてあります。よろしくお願いいたします。

樋ノ口委員

7番樋ノ口です。10月21日9時から行政書士、松田委員と3人で調査してきました。場所は9、10ページをご覧ください。

農地は農用地区域内農地で、双方による土地(畑)の売買です。農地は、現在、受人が耕作され、耕作地面積も20aを超えます。労働力は2人で、農機具はトラクターを始め管理機等必要な機械、用具一式そろっています。畑は自宅から50m位の所にあります。

農地取得後は、野菜を主に作るとのことです。見聞した所、労力や耕作意欲も十分あり問題ないと考えています。皆様方の審議の方、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。事務局の説明と現地調査の報告がありました。まずNo.2について皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

ご質疑ありませんか、特にご質疑ないようですが、私の方からいいですか、写真を見たらすでにみかんが植栽されているようですが、これは受けの方が植栽されているのでしょうか。

樋ノ口委員

はい。

議長

分かりました。No.3について皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

木場委員

補足します。緑の濃いところの手前の畑も請け人の耕作する土地で、今竹やぶになっているところからいつも竹の根が入り込んできて周りまで竹を切ったりしていて、どうにかできないか地主さんに掛け合ってみたところ、地主はそこを耕作する気はないので、あげるのでどうにかしてくれという話になったとのこと。ユンボの機械をもっているのですが、いま耕作者は一人だが娘夫婦が帰ってきて農作業をするので耕作面積も増やして行く予定とのことであった。そういう機械も持っていらっやって、その周辺も荒れているところを少しずつ耕作していっているのですが、大丈夫ではないかと思っています。



議長 私から質問していいですか。ここは農地利用状況調査ではどうだったんでしょうか。非農地判定まではしてなかったのでしょうか。

木場委員 農振農用地なので、2号遊休農地としていたところ。

議長 2号遊休農地、もし農振農用地でなければ非農地判定をするようなところですかね。

松田委員 敷地のずっと奥の方が崖で、どこまでが敷地の境かわからない様子です。

議長 農用地区域内農地なので、非農地判定していなかったところです。自力で開墾し、再生するということは大変すばらしいことです。特にないようですので、次にNo.4について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ご質疑がないようですので、一括してお諮りします。日程第3議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請、No.2からNo.4の3件につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第3議案第51号農地法第3条第1項の規定による許可申請No.2からNo.4の3件につきましては、申請のとおり許可することで決定しました。ありがとうございます。

続きまして、日程第4議案第52号農地法第5条事業計画変更に係る申請についてを議題とします。なおこの案件は次の日程第5議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1と関連がございますので併せて議題としたいと思います。それでは、No.1について事務局の説明をお願いします。

中村主任 それでは、日程第4議案第52号農地法第5条事業計画変更に係る申請1件であります。No.1について、ご説明いたします。今回申請の農地法第5条事業計画変更に係る申請であります。日程第5議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1と関連がございますので、13、14ページをお開きください。

それでは戻っていただいて 11、12 ページをお開きください。変更内容は、令和 3 年 8 月 27 日開催された第 8 回農業委員会総会で審議され議決され、令和 3 年 9 月 1 日付け指令い申農委第 5-35 号で許可済されたものに隣接する〇〇の畑 465 m<sup>2</sup>を加え一体利用する計画に変更しようとするものです。

当初より話はあったものの、相続登記に時間がかかると想定されたため、当初の計画では申請しなかったが、相続登記の完了の目途が立ったため、今回の事業計画変更申請に至ったものであります。

転用計画の変更により、〇〇棟から〇〇棟の建築になるものの、変更することで事業費を抑えることが出来るようになったと説明を受けております。着工については 11 月を予定しておりましたが、変更を認めてもらい、一緒に工事着手したいとのことでした。

農地が 2 筆から 3 筆に、面積が 1,944 m<sup>2</sup>から 2,409 m<sup>2</sup>への計画変更となっております。農地は第 2 種農地です。

現地調査は正を西委員、副を川畑委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西委員

3 番西です。農地法第 5 条事業計画変更に係る申請と農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請 No. 1 について合わせて調査報告いたします。10 月 22 日午前 9 時から申請地において、代理人の行政書士立ち合いの元、川畑委員と私が調査を実施いたしました。資料の 11 から 14 ページをご覧ください。申請地は第 2 種農地でその他の農地となっております。当初当該農地は相続登記が難しいと思われたため、隣接する〇〇、〇〇 で令和 3 年 9 月に申請をしていましたが、相続登記が済み売買可能になったため、当初の許可申請を変更し事業計画を変更申請することにしたものです。なお、一体利用で造成することで事業費を抑えられるため、当初 11 月着工としていたしましたが、許可後速やかに着工したいとの事です。12 ページの〇〇につきましては、第 2 種農地でその他の農地です。譲受人は譲渡人から譲り受けて建売住宅の建築をする為、令和 3 年 9 月 1 日付け指令い申農委第 5-35 号で許可済と一体利用し、事業を計画するものです。隣接する〇〇、〇〇 との一体利用で〇〇区画を確保し、総面積 〇〇m<sup>2</sup>で計画するものです。東側は市道、西は里道、北は宅地、南は畑ですが現在は未耕作で、緩衝地を設けます。土留め工事を行い建物の高さも 6m 程度に加減します。用水計画は公共上水道で、雨水排水は東側側溝に流します。汚水、生活雑排水は合併浄化槽で処理します。書類も一式そろっています。私共としては何の問題もないと見ましたが、皆様のご審議の程よろしくお願いたします。

議長                    ありがとうございます。まずこの案件を先に審議して、また残りの分を審議したいと思います。ただ今5条の計画変更と1筆追加しての5条第1項による許可申請が出されておりました、3筆を一体利用するという事で当初の事業計画を変更するという内容でございます。皆様の方から何かご質疑ございませんか。

中村主任              補足がございます。当初の2筆についてはすでに譲受人である〇〇さんに所有権移転を済まされており、購入費の〇〇万円は支払っておりますので、今度の事業費は〇〇万円から〇〇万円を抜いた〇〇万円を申請をされていらっしゃるの、そこをご理解いただければと思います。

議長                    ただ今の説明でわかりましたでしょうか。当初〇〇区画で造成費、建物の建築費併せて〇〇万円の融資証明書が添付されていたんですが、当初の許可済みの2筆分の土地取得代は支払ってあるということで〇〇万円は差し引き〇〇万円、建物も〇〇棟から〇〇棟に増えているんですが、一体的な整備によって事業費をおさえることができるということで特にその事業費の増加は見込んでいないということで、そういった融資証明ということでございます。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                    特にないようですので、お諮りします。日程第4議案第52号農地法第5条事業計画変更に係る申請1件と日程第5議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1については、申請のとおり許可することをご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    異議なしということですので、日程第4議案第52号農地法第5条事業計画変更に係る申請と日程第5議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1については、申請のとおり許可することと決定しました。ありがとうございます。続きまして、日程第5議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2から以降についてを議題とします。それでは、No.2について事務局の説明をお願いします。

中村主任              それでは、No.2について説明いたします。15、16ページをお開き

ください。譲受人は、現在、借家に住んでいますが、手狭になったため、申請地を買い受けて、住宅を建築したいための申請であります。

農地区分としては、第3種農地で準住居地域にある農地です。

調査委員は正を外菌委員、副を福菌委員にお願いしております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

外菌委員

2番外菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2について報告いたします。10月21日、午前8時30分より申請人の代理人の行政書士立ち合いのもと、福菌委員と私が調査を実施しましたので報告いたします。

申請地はいちき申木野市湊町で、位置図は15、16ページを参照してください。転用の目的は、現在借家住まいで手狭なため、申請地を買い受け、自宅を建築するため申請するものです。農地区分は第3種農地、準住居地域にある農地です。資金調達計画は金融機関からの融資を受ける計画です。

申請地の東側は畑、西側は雑種地、南側は道路、北側は宅地です。被害防除計画は、申請地は現状のまま利用し、擁壁と緩衝地を設ける。周辺の農地の日照、通風等支障を及ぼす恐れを生じさせないため対策として、幅5.5m程度の緑地、緩衝地を設ける。

用・排水計画の用水計画は公共上水道、雨水排水は溜桝と水路放流、汚水生活雑排水は合併浄化槽で処理する計画です。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書が添付されており、工事は許可後着工です。特に問題はないと思われませんが、皆様のご審議よろしくをお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

中村主任

それでは、No.3について説明いたします。17、18ページをお開きください。申請人は、申請地を買い受けて、宅地造成をしたいための申請であります。

農地区分としては、第3種農地で、第1種住居専用地域にある農地であります。集合住宅を2棟建築予定で実施に向けて準備中と代理人より説明を受けております。

調査委員は正を福菌委員・副を外菌委員にお願いしております。ご審議方よろしくをお願いします。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

福菌委員

5番福菌です。10月21日、申請人の代理人である行政書士立会いのもと外菌委員と私が調査を行いました。申請地は〇〇で、第3種農地、第1種住居地域にある農地です。位置図は資料の17、18ページをご覧ください。

転用の目的は鹿児島市の不動産の賃貸をする法人が申請地を買い受けて2棟の集合住宅を建築するための土地造成をするためです。この法人はいちき串木野市〇〇に集合住宅2棟を所有しています。

資金は全額自己資金で賄います。申請地は現状まま利用します。周囲に農地はなく、日照、通風の問題はありません。雨水排水対策は自然流下と水路放流をおこないます。被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されています。

周囲の状況は東と北は宅地で南と西は道路です。許可があり次第着工するとのこと。何ら問題はないと見てまいりました。皆様のご審議のほどをお願いします。

議長

はい、ありがとうございます。No. 2、3について事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。まず、No. 2について何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特に無いようです。次にNo. 3について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

私の方から質問させてください。現地調査の報告で〇〇棟建てるという話ですかね。〇〇棟に何世帯くらい入る集合住宅の計画でしょうか。

福菌委員

具体的なことはまだ聞いていないが、横に並べて2棟ではないかと思えます。

中村主任

正式な図面は作成中ということで、〇〇棟作って駐車場を作る計画です。串木野変電所周辺に建築中の建物があるが、それに似た形になるようです。

議長

他にご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

質疑がないようですので、一括してお諮りします。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.2、3については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「意義なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第53号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.2、3については、申請のとおり許可することで決定しました。ありがとうございます。

続きまして日程第6議案第54号非農地証明願についてを議案にします。今回は件数がたくさんありますので、ひととおり最後まで事務局の説明をしていただいて質疑に入りたいと思います。なお今回の案件はすべて農地利用状況調査において違反転用を農業委員が確認した事案でありますので特に現地調査の報告はありません。事務局の説明だけを受けたいと思います。事務局の説明をお願いいたします。

中村主任

19、20ページをお開きください。日程第6議案第54号非農地証明願についてであります。今回の申請は8件です。No.1についてご説明いたします。平成12年市道福菌線道路改良工事に伴い、〇〇を市道下石野線沿いに移動した際、地目変更等をせず地目が農地そのままに現在に至っております。

担当の農業委員の違反転用で指導があり今回対処いたしました、とのこと。始末書も提出してあります。

事務局としては、今後、農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。ご審議よろしくをお願いいたします。

中村主任

No.2についてご説明いたします。21、22ページをお開きください。以前、父が生存中、畑に倉庫を建てて、私も地目が畑ということも知らず、平成7年に倉庫部分を住宅の一部としてリフォームし、現在に至っているとの説明を受けました。

また、担当の農業委員の違反転用指導があり今回対処いたしましたと説明を受けた。事務局としては、今後、農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。ご審議よろしくをお願いいたします。

なお、農地利用状況調査の際、担当農業委員により確認されております。

中村主任

No.3についてご説明いたします。23、24 ページをお開きください。平成13年頃、通路として、利用するため作り、現在に至っていると説明を受けました。始末書も提出してあります。

担当の農業委員の違反転用指導があり今回対処いたしましたと説明を受けた。事務局としては、今後、農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。ご審議よろしくお願いたします。

中村主任

No.4についてご説明いたします。25、26 ページをお開きください。No.3の南側になります。平成13年頃、通路と倉庫を建てて、農地としては、現在まで利用していないとの説明を受けました。始末書も提出してあります。

担当の農業委員の違反転用指導があり、今回対処いたしましたと説明を受けた。事務局としては、今後、農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。ご審議よろしくお願いたします。

中村主任

No.5についてご説明いたします。27、28 ページをお開きください。平成9年に住宅を建築した時、進入路として作り、農地として利用せずに住宅への進入路として使用していると説明を受けました。〇〇に自宅があり、始末書も提出してあります。

担当の農業委員の違反転用指導があり、今回対処いたしましたと説明を受けた。事務局としては、今後、農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。ご審議よろしくお願いたします。

中村主任

No.6についてご説明いたします。29、30 ページをお開きください。20年以上前、2筆とも、〇〇が駐車場の借地として利用しており、現在も農地であることは知りませんでした。

担当の農業委員の違反転用指導があり今回対処いたしましたと説明を受けた。事務局としては、今後、農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。ご審議よろしくお願いたします。

中村主任

No.7についてご説明いたします。31、32 ページをお開きください。昭和58年に住宅を新築し、現在まで農地として利用せずに住宅として使用していたと説明を受けました。現在は、亡き母と母の妹との共有ですが、法務局に相続登記を申請され、既に、それぞれ相続登記が終了したとお聞きしております。

担当の農業委員の違反転用指導があり、今回対処いたしましたと説

明を受けた。事務局としては、今後、農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。ご審議よろしくお願いたします。

中村主任

No.8についてご説明いたします。33、34 ページをお開きください。〇〇の頃、地目変更をしないまま建設し、現在も使用している状況であります。33 ページをご覧ください。

①は〇〇付近になります。②は〇〇の駐車場及び店舗部分になります。③は〇〇の駐車場部分の一部で以上 14 筆が農地のままになっております。

以前いちき串木野市農業委員会事務局からの指導文書が確認され、今回の申請がなされたところであります。事務局としては、今後、農地としての利用は難しいと判断しており、非農地証明願を受理しようと考えております。ご審議よろしくお願いたします。

議長

今回 8 件について、すべて非農地証明願という処理をしたいという申請でございます。1 件ずつ質疑を受けていきたいと思っております。

まず、No.1 について何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特に無いようです。次に進みます、No.2 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特に無いようです。次に進みます、No.3 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特に無いようです。次に進みます、No.4 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特に無いようです。次に進みます、No.5 について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)



議長 特に無いようです。次に進みます、No.6について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようです。次に進みます、No.7について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特に無いようです。次に進みます、No.8について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

外菌委員 実際大きな建物を建てる時には、行政との関わりとか何か無かったものでしょうか。農地を勝手に埋めたりしている。公民館建設も何か、自治体との関わり合いがなかったものか、今になって出てくるということがどういうことなのかなと思っています。

中村主任 市道の拡張をする際に公共事業関連なので農業委員会の転用申請はいらなかったものです。公民館については県単村づくり整備事業で公民館を作って最終的に登記を変える関係で公民館に渡す時にうまく説明されていなかったのかなと思います。

農協関係については、ほとんど館については地目変更されているので許可が出ていた可能性はあるが、何年も前なので書類が残っていない。旧市来町時代のことなので書類を見ることができない。

外菌委員 また説明不足などで、今後も出てくる可能性があるのか。

中村主任 今はルーズさはない。最後手続きをするのは譲受人であるので手続きされなくて書類が残っている可能性がある。

外菌委員 個人で行けば忘れていた可能性があるが、大きなものを作る時はもうちょっとなんとかできていればと思いました。

中村主任 地目変更をするときは土地家屋調査士、司法書士は所有権の移転ができる。申請の代理人になれるのは行政書士、土地家屋調査士は代理人にはなれない。こういった区分に分かれておりますので、そういっ

たことを覚えていただければと思います。

議長

なぜこういった大きなものがほったらかしになっていたのか腑に落ちないところ、ちょっと疑問に思うところもありますが、こういった結果になってしまっておりますので、違反転用解消に向けて手続きがされたこと自体は良しとしないといけないのかなと思っております。

ほかにご質疑ございませんでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑がないようですので、一括してお諮りします。日程第6議案第54号非農地証明願8件につきましては、申請のとおり非農地証明願いを受理して、非農地証明書を発行することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第6議案第54号非農地証明願8件については、申請のとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。次に、日程第7議案第55号農用地利用集積計画書案一括方式についてを議題とします。なお「農業委員会等に関する法律第31条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第11条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

**(退席後)** それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査

35ページをお願いします。日程第7議案第55号10月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で8件10筆4,862㎡です。これらは全て新規の契約です。よろしく願いいたします。

議長

今回新規で8件10筆4,862㎡ということで計画に上がっております。皆さんの方から、ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご質疑ないようでございますので、お諮りします。日程第7議案第55号10月分の農用地利用集積計画書案一括方式は、新規で8件10筆4,862㎡です。報告にあったとおりの内容で決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第7議案第55号農用地利用集積計画書案一括方式10筆4,862㎡については、報告にあったとおりの内容で決定いたしました。

〇〇委員はまた自席にお戻りください。 **(着席後)**

議長 次に、日程第8議案第56号の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書耕作者変更機構貸出分についてを議題とします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

棚町主査 36ページをお願いします。日程第8議案第56号11月1日開始分の農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書は、耕作者変更機構貸出分で、新規で3件4筆4,446㎡です。所有農地のある法人がありますが、今回の申請地の近くにも耕作地があります。

この配分計画は、先ほど1ページの報告議案第19号の合意解約にてご審議いただきました農地です。当初の契約内容を変更せずに耕作者の変更のみを行う場合に行われるものです。よろしくをお願いします。

議長 ただいま事務局の説明がありました。農地中間管理法にかかる分で、貸付の条件は変更せずに耕作者の変更だけを行う配分計画書でございます。3件4筆4,446㎡の計画です。何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、お諮りします。日程第8議案第56号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書、耕作者変更機構貸出分につきましては、申請のとおり決定することでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第8議案第56号農地中間管理事業にかかる農用地利用配分計画書、耕作者変更機構貸出分につきましては、申請のとおりの内容で決定することとします。

議事は以上で終わります。

## 議事録署名委員

- \_\_\_\_\_

- \_\_\_\_\_